

県指定障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が
欠如した場合の取扱いについて

日頃から、本県障害福祉施策の推進にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）」については、本年6月30日に改正、同日適用されたところです。

当該改正により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）が欠けた事業所について、欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であったところ、これに加えて、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）サービス管理責任者等とみなして配置可能となりましたが、その要件及び手続方法について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. やむを得ない事由

下記のような事業所の責に帰さない事由により欠如した場合（1）であって、かつ、後任のサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合（2）に、やむを得ない事由として適用します。

なお、サービス管理責任者等の欠如が生じないための取組に努め、それでもなお欠如となる場合に限り、やむを得ない事由として認めることとします。

（1） 事業所の責に帰さない事由により欠如した場合

- ・ サービス管理責任者等が死亡、失踪した場合
- ・ サービス管理責任者等が病気や怪我などにより急遽休職・退職した場合
- ・ その他欠如を事前に予期できなかった場合

（2） 後任のサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合

- ・ 法人内の異動によっても配置が困難な場合、かつ、求人等で募集しても採用に至らない場合

※法人の人事異動や定年退職など事前に事業所（法人）が把握して対応が可能であったものについては、サービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合には認められません。

2. サービス管理責任者等とみなして配置できる従業者

下記の（１）又は（２）の要件を満たす者

要件	配置可能期間
（１）実務経験要件（３～８年）を満たしている者	欠如した日から１年間
（２）以下の３点をすべて満たす者 ①実務経験要件（３～８年）を満たしていること ②欠如となった日以前に、既に相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサビ管等基礎研修を修了済であること ③欠如となった日以前から、当該事業所の従業者として配置されていること	欠如した日から実践研修を修了するまでの間 （最長で欠如した日から２年間）

3. 県への協議及び届出について

（１）手続きの流れ

- ① 欠如が発生することが判明した場合、速やかに県障害福祉課へ連絡すること。その際、みなし配置予定者の要件を確認し、速やかに求人を出すこと。
- ② 求人から１か月経過後、（２）の必要書類を郵送にて県障害福祉課へ提出し協議すること。
※適正な協議書を受領してから１０日以内（土曜・日曜・祝日を除く。）に、県障害福祉課から配置の可否を回答します。
- ③ 県障害福祉課からの回答後、１０日以内に変更届出書を提出すること。
※適正な変更届を受領してから、県障害福祉課から受理通知を送付します。
- ④ 求人の状況、サービス管理責任者等関係研修の受講状況、みなし配置期間経過後の対応等について随時報告すること。

（２）必要書類

- ・ 協議書（サービス管理責任者等の欠如に伴うみなし配置について）
 - ・ 退職（休職）等の事実がわかる書類
 - ・ 求人票の写し
 - ・ みなし配置予定者の実務経験証明書（※）、国家資格者または有資格者として配置要件を満たす場合資格証の写し、研修修了証の写し
 - ・ 直近の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧
- ※配置に係る実務経験を満たしていることや欠如となった日から当該事業所の従業者であることがわかる実務経験証明書を提出してください。

（３）その他

要件等の詳細につきましては、令和５年３月３１日付厚生労働省事務連絡「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するＱ＆Ａについて」をご確認ください。

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県障害福祉課
TEL:095-895-2455